

議会運営委員会会議録

平成19年6月4日(月)

(開 会) 10:03

(閉 会) 11:05

○ 委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件を一括議題といたします。

平成19年第2回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。予算の説明は、予算概要に基づき行われますので、よろしく願いいたします。

○ 財政課長

議案番号57号から75号までの、予算関連議案の概要について説明いたします。配布しております、資料をお願いいたします。議案書の中で、19年度一般会計、特別会計予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。予算額につきましては、一般会計は534億8千万円、特別会計は13会計で、604億4475万6千円、企業会計は5会計で、79億9192万3千円、合計いたしまして1219億1667万9千円、全年度と比較しまして、117億3839万円、8.78%の減となっております。一般会計では、約79億円の減となっておりますが、後ほど資料にて説明させていただきます。国民健康保険特別会計は、約18億8900万円の増となっておりますが、増の主なものには18年度補正予算に計上いたしました、保険財政共同安定化事業費を当初から計上したためでございます。老人保健特別会計は、18年度決算見込などを参考にした医療給付費の減額によるものでございます。小型自動車競走事業特別会計は、平成17年度の繰上充用金を18年度当初予算計上いたしました影響などで、本年度その分を計上いたしませんので減額となっております。また、特別会計の工業用地造成事業ならびに企業会計の市立病院事業につきましては、本年度より新たに計上しております。24ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳入を款別に18年度と比較したものでございます。まず、総額の比較でございますが、前年度と比較いたしまして、79億2900万円、12.9%の減となっております。増減の主なものについて、説明いたします。市税の増の主なものは、三位一体改革の税源移譲による市民税の増によるものでございます。地方譲与税の減は、同じく税源移譲関係で暫定的に設けられていました、所得譲与税の廃止によるものです。地方特例交付金の減も税源移譲によるものです。地方交付税につきましては、18年度の交付額を参考に6億5000万円の増となっております。国庫支出金の減の主なものは、特定開発就労事業の終息、公営住宅建設事業の事業費の減額などによるものでございます。繰入金は、財政調整基金、減債基金の減などによるものでございます。繰越金は、18年度では存知科目として1000円を計上いたしておりましたが、本年度につきましては、1億5000万円を計上いたしております。諸収入の減の主なものは、中小企業融資預託金元利収入と伊藤邸の補修事業の財源の自治宝くじ助成金9975万円の減であります。市債は、地域振興基金の財源の38億円の減、住宅債の8億9560万円の減などによるものでございます。26ページをお願いいたします。この表は、歳出を款別に前年度と比較したものでございます。総務費の減は、主に地域振興基金の積立金40億円と人件費の減によるものでございます。労働費の減は、特定地域開発就労事業の終息によるものでございます。商工費の減の主なものは、中小企業融資預託金の減によるものです。土木費の減の主なものは、住宅建設事業、流域下水道事業の減によるものです。教育費の減の主なものは、旧伊藤邸関連経費の減によるものです。公債費の増の主なものは、合併推進債、合併前にシステム統合等の事業に借り入れ

ました合併推進債及び臨時財政対策債の元金償還の増によるものです。諸支出金の増は、旧穂波町が土地開発基金で取得しておりました土地を、買い戻すための経費の計上によるものです。2ページをお願いいたします。一般会計から予算の概要を費目にまとめ、予算書のページを記載しております。その中の主なものについて、説明いたします。先ず、歳入でございますが、市税の市民税は先ほど説明いたしましたように、税制改正の影響などを見込み62億6380万5千円を計上いたしております。使用料及び手数料の納税証明手数料、住民票等交付手数料及び印鑑登録証明手数料につきましては、条例改正も提案させていただいておりますが、行財政改革の一環として、手数料を10月より現行200円を300円に改正する分もこの中に含まれております。3ページをお願いいたします。県支出金の市町村合併特例交付金は、合併年度から5年間交付されるものですが、合併関連経費が交付要件となっております。繰入金は、財政調整基金25億、減債基金1億1200万円、土地開発基金2億2518万6千円を計上いたしておりますが、土地開発基金につきましては、同基金の保有土地を買い戻す財源として、繰り入れるものでございます。諸収入の幼稚園通園バス利用料は、庄内、穎田幼稚園の通園バスを10月より有料化しようとするものでございます。次に、歳出でございますが、4ページをお願いいたします。人件費につきましては、一般会計、特別会計を合わせまして、97億6267万円を計上いたしております。なお、特別職につきましては、市長10%、副市長、教育長5%を削減し、地域手当につきましては、2.5%から1%に削減いたしております。一般管理費で、職員採用試験関連経費を計上いたしております。5ページをお願いいたします。民生費の地域福祉計画策定委託料は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の各計画の上位計画として策定しようとするものです。6ページをお願いいたします。高齢者福祉の長寿祝い金につきましては、18年度は70歳以上5千円支給いたしておりましたが、77歳以上の節目の年齢と100歳以上に限定しようとするものでございます。7ページをお願いいたします。児童福祉総務費の乳幼児医療費で、乳幼児医療費の無料化について、18年度は4歳未満まで無料と1歳市単独で引き上げておりましたが、19年度につきましては、更に1歳引き上げるようにいたしております。8ページをお願いいたします。生活保護の扶助費につきましては、総額で93億125万5千円を計上しておりますが、医療扶助費のうち人工透析にかかる医療費が障がい者自立支援事業に2億834万8千円移行しておりますので、実質的には2億3600万円の増となっております。衛生費の環境対策費で、環境基本計画策定経費を計上いたしております。これは、13年度に旧飯塚市で作成いたしておりましたが、新たに新市全体の範囲で策定しようとするものでございます。病院費で、飯塚市立病院事業会計補助金を7500万円計上いたしておりますが、事業費の4分の1が合併特例債の対象になりますことから、一般会計で借入を行い、病院事業会計に補助金として支出するものでございます。9ページをお願いいたします。労働費の特定開発就労事業及び炭鉱離職者緊急就労事業で、穎田の明治及びコフジ工業団地を造成いたしておりますが、分譲に伴い補助金の返還が発生いたしましたものでございます。特定開発就労事業の終息に伴い、19年度から22年度までの4年間、暫定就労事業に取り組むようにいたしておりますが、本年度は暫定就労者40人を見込み、前期に市民公園整備工事、後期に三軒屋工業団地線道路新設工事を実施するようにいたしております。10ページをお願いいたします。商工費の観光費で、今後の観光の取り組みの基本とするため、観光基本計画策定委託料を計上いたしております。11ページをお願いいたします。土木費の道路橋梁費で、小峠登等高線道路改良事業費など、また県営事業費負担金として飯塚穂波線などの負担金を計上いたしております。街路事業費で、水害対策の一環として取り組んでおります芳雄橋、飯塚橋の架け替え事業の県負担金を計上いたしております。流域下水道費の明星寺川流域下水道受託事業は、市が県より委託を受けて実施するものでございます。12ページをお願いいたします。住宅建設につきましては、旧1市4町での建替え計画に基づいた事業を継続

して計画いたしておりますが、本年度は川島公営住宅の用地買収と造成工事、忠隈改良住宅6戸の建設が、主な事業でございます。消防費で、飯塚地区消防組合負担金15億4382万1千円を計上いたしております。13ページをお願いいたします。教育費の小学校及び中学校振興費で、穎田地区の構造改革特区の関連経費を計上いたしております。外国人講師委託料は、小学校3年生以上の全クラスで、年間19時間の英語の授業を実施しようとするものでございます。学校整備費の伊岐須小学校及び飯塚第一中学校の耐震大規模改造事業は、今年度に委託を実施するものでございます。職員室等空調設備設置事業は、職員室及び校長室の空調未整備の学校を合併特例債を活用いたしまして、整備するものでございます。中学生海外派遣事業費は、8月に生徒25人を対象に実施するものでございます。私立幼稚園就園奨励補助金につきましては、本年度より市単独分を廃止するようにはいたしております。14ページをお願いいたします。放課後子ども教室運営費補助金は、穂波地区で実施しておりました子どもマナビ塾の後継といたしまして、全市で土曜日に実施する運営補助でございます。文化財保護費の鹿毛馬こご石敷買上充用は、国の補助事業で年次的に取り組んでおりますが、本年度は1億3993万7千円を計上いたしております。体育施設管理費の健康の森公園多目的施設建設実施計画委託料は、目尾地域振興基本計画の見直し計画に基づき、多目的施設整備のための委託料でございます。15ページをお願いいたします。繰越明許費は、川島公営住宅造成工事の補助事業年度が19年度であります。工期の都合で年度内の完了が見込めませんので、設定するものでございます。債務負担行為につきましては、委託料2件、利子補給1件、補償料負担1件、損失補償1件の計5件につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。続きまして、特別会計の主なものについて説明いたします。国民健康保険特別会計でございますが、歳入の保険税につきましては20年度の医療制度改革のために単年度のみの収支を見込んで、税率を設定し39億1190万8千円を計上いたしております。歳出の保険給付費は、18年度の決算見込みなどを参考に95億3580万9千円を計上いたしております。16ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございますが、18年度から3年間が事業期間となっており、歳入の保険料は3年間の給付費総額をもとに算定しております。保険給付費は、18年度の決算見込み額を参考に96億2761万6千円を計上いたしております。17ページをお願いいたします。介護保険サービス勘定は、18年度より新設されたものでございますが、保険事業勘定の介護予防サービス計画費を財源として介護予防計画策定事業を実施するものでございます。小型自動車競走事業特別会計でございますが、18年度から20年度にかけて、収支改善計画に取り組んでおりますが内容といたしましては、日本小型自動車競走会交付金の一部について、支払いの支援を行い、その財源を経営改善策に充当するものでございますが、本年度は5億2570万円を見込んでおります。本年度の平常開催レースは、85日を予定しSGレース日本選手権の実施と、ダイヤモンドレース、ジュニア選手権につきましては、ナイターで実施するように計画いたしております。18ページをお願いいたします。歳出の先ほど申しました収支改善の事業といたしましては、大型映像装置設置工事、第1スタンド映像設置工事などを実施するようにはいたしております。介護サービス事業特別会計では、特別養護老人ホーム筑穂さくらの園運営基金積立金を新規に積み立てようとはいたしております。19ページをお願いいたします。工業団地造成事業特別会計につきましては、新規に特別会計を設置しようとするもので、条例改正の議案も提出させていただくようにしています。内容といたしましては、公営企業事業債を活用し工業団地を造成しようとするもので、本年度設計を行い20年度、21年度に造成し、22年度より分譲する計画であります。養護老人ホーム運営事業特別会計でございますが、志ら川荘廃止いたしましたので本年度は愛生苑のみの事業となっております。また愛生苑の居室改善のため、冷房設備設置工事を計上いたしております。以上で、一般会計及び特別会計の説明を終わらせていただきます。

○ 上下水道総務課長

続きまして、水道事業会計予算でございますが、予算第3条の収益的収入で21億122万8千円を計上いたしております。このうち給水収益は、19億8396万6千円であります。次に、収益的支出でございますが22億3637万6千円を計上いたしております。なお、収益的収支における損益計算につきましては、当年度純損失として1億6669万8千円を予定いたしております。次に、予算第4条の資本的収入でございますが、4779万1千円を計上いたしております。資本的支出につきましては11億431万8千円を計上いたしております。その内訳といたしまして、改良事業費の5億765万2千円は、菰田東配水管布設換工事他11件の工事費によるもので、第8期拡張事業費の2億3649万3千円は、共同浄水場から配水管布設工事他3件の工事費などによるものでございます。続きまして、産炭地域小水系用水道事業会計でございますが、収益的収入では2178万9千円を、収益的支出では4097万8千円を計上いたしております。内容につきましては、21ページに記載しておりますので、省略させていただきます。次に、下水道事業会計予算について、ご説明いたします。予算第3条の収益的収入でございますが、13億5151万2千円を計上いたしております。このうち主な収入であります下水道使用料は、8億7268万6千円となっております。また、収益的支出につきましては、13億1293万3千円を計上いたしております。内容につきましては、21ページに記載しておりますので、省略させていただきます。次に、予算第4条の資本的収入で15億3356万4千円を計上いたしておりますが、これは支出の建設か医療費の財源といたしまして、企業債及び国庫補助金などを計上したものでございます。次に、資本的支出でございますが20億8378万3千円を計上いたしております。このうち施設整備費で、柏の森、上三緒汚水管線管渠布設工事他13件の工事費を施設改良費で、終末処理場污泥処理設備改築機械工事他4件の工事費を計上いたしております。以上、簡単ですが平成19年度企業会計予算の概要の説明を終わります。

○ 病院局事務長

続きまして、市立颯田病院事業会計につきましてご説明いたします。颯田病院は、来年度の博愛会への移譲に向けて準備中でありますので、今年度につきましては、収益的収支のみ計上させていただきます。21ページでございます。入院収益、外来収益等を含めましての医療収益と、22ページの医療外収益を合わせました医療収益は9億1097万5千円を見込んでおります。22ページをお願いいたします。職員給料費、材料費それから経費との医療費用と医療外費用、合計で9億1069万1千円を見込んでおります。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

続きまして、市立病院事業会計の予算をご説明いたします。この予算は、筑豊労災病院の移譲に関わる財産購入費の予算でございます。資本的収入では、企業債事業費3億円の4分の3で2億2500万円、一般会計で借入いたしました合併特例債分を支出金7500万円、合計で3億円を計上しております。資本的支出では、財産購入費、筑豊労災病院の取得費、建物及び付帯設備一式3億円を計上しております。土地につきましては、無償となっております。以上で、説明を終わります。

○ 総務課長

引き続き、予算関係以外の議案についてご説明いたします。お配りしております議案概要で説明させていただきます。「議案第76号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、土地利用に関してその指針となる国土利用計画を策定するにあたり、調査審議を行うため附属機関として飯塚市国土利用計画審議会を設置するものでございます。

「議案第77号 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例」につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長、投票管理者、開票管理者等の選挙関係の報酬を一律100円減額するものでございます。「議案第78号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」につきましては、公営企業債を財源に鯉田工業団地造成事業を実施するため、工業用地造成事業特別会計を設置するものでございます。「議案第79号 飯塚市手数料条例等の一部を改正する条例」につきましては、平成19年10月1日から住民票の写しなどの証明書の交付、公募等の閲覧にかかる手数料200円を300円に改定するものでございます。「議案第80号 飯塚市特別養護老人ホーム運営基金条例」につきましては、特別養護老人ホーム筑穂さくらの園の繰越金を施設の運営費、整備費等の基金として積み立てるものでございます。「議案第81号 飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚第一中学校に設置していましたが教育研究所について機能強化のため、穂波庁舎に移転するものでございます。「議案第82号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例」につきましては、老朽化の著しい西町の適応指導教室を穂波庁舎西館に移転するものでございます。2ページをお願いいたします。「議案第83号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」につきましては、文化会館の利用に係る料金を来年度から指定管理者の収入として収受させる利用料金とするものでございます。「議案第84号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」につきましては、市立図書館、飯塚図書館、筑穂館、庄内館の管理運営を来年度から指定管理者に行わせ、合わせて施設の休館日等に関する規定の改正を行うものでございます。「議案第85号 飯塚市運動広場条例の一部を改正する条例」につきましては、椿523番地の1にグランドゴルフ、ゲートボール場として椿運動広場を設置しましたので、平成19年7月15日から共用を開始するものでございます。「議案第86号 飯塚市男女共同参画推進条例」につきましては、本市におきまして男女共同参画社会の形成を促進するため、基本理念、市の施策の基本となる事項等を定め市民からの市の施策に対する苦情の申し出、及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって引き起こされた人権侵害に対する救済の申し出、これら进行处理のために付属機関として男女共同参画オンブズパーソンを設置することなどを主な内容としております。なお、条例の施行につきましては、市民への周知期間が必要なため、平成19年10月1日としております。「議案第87号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、使用許可としていた平恒原口集会所につきまして、他の低環境地区集会所と同様に一般使用とするものでございます。3ページをお願いいたします。「議案第88号 飯塚市污水处理施設条例の一部を改正する条例」につきましては、污水处理施設の名称を変更し、施設使用料の督促手数料を定めるものでございます。「議案第89号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正によりまして、損害補償における補償基礎額での扶養親族の加算額を引き上げ、地方公務員災害補償制度に準じた取扱いとする整備でございます。「議案第90号 土地の処分について」につきましては、勢田の明治工業団地1万31.05㎡を工場等の用地敷として、株式会社向一工業に売却するもので、売却価格は5717万6985円でございます。「議案第91号 指定管理者の指定について」につきましては、公の施設指定管理者選定委員会の答申を受け、飯塚市立病院、現筑豊労災病院の管理運営にかかる指定管理者に、社団法人地域医療振興協会を指定するものでございます。「議案第92号」「議案第93号」の市道路線につきましては、県営鯉田団地建替等に伴い、5路線を廃止し新飯塚駅開発等に伴い9路線を認定するものでございます。

○ 総務部長

引き続き、人事議案についてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。議案第94号から96号までの人事議案につきましては、人権擁護委員3名の推薦について、議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。また、報告第

8号から第25号までの18件の報告でございますが、交通事故に係る損害賠償2件、市営住宅の管理上必要な和解の申立て5件についての専決処分、平成18年度一般会計及び介護保険特別会計の繰越明許費、繰越計算書、5ページをお願いいたします、平成18年度一般会計の事故繰越計算書、平成18年度水道事業会計及び下水道事業会計の予算繰越、飯塚市国民保護計画、教育文化振興事業団の平成18年度の予算の補正、土地開発公社、都市施設管理公社、教育文化振興事業団、サンビレッジ茜の平成18年度の決算及び平成19年度の事業計画及び予算につきまして、本会議最終日にご報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

○ 議事課長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。議案第57号は、のちほどご審議いただきます予算特別委員会に、58号から60号までの3件は、いずれも厚生文教委員会に、61号は総務委員会に、62号は市民経済委員会に、63号は厚生文教委員会に、64号及び65号は市民経済委員会に、66号は建設委員会に、67号及び68号は市民経済委員会に、69号及び70号は厚生文教委員会に、71号から73号までの3件はいずれも建設委員会に、74号及び75号は厚生文教委員会に、76号は建設委員会に、77号は総務委員会に、78号は市民経済委員会に、79号は総務委員会に、80号から85号までの6件はいずれも厚生文教委員会に、86号及び87号は総務委員会に、88号は市民経済委員会に、89号は総務委員会に、90号は市民経済委員会に、91号は厚生文教委員会に、92号及び93号は建設委員会にそれぞれ付託してはと考えております。次に人事議案であります議案第94号から96号までの3件につきましては、最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮ったのち質疑、討論、採決としていただいております。最後に、報告事項第8号から25号までの18件につきましても最終日に報告、質疑と考えております。

以上、ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、予算特別委員会の設置について事務局に説明させます。

○ 議事課長

一般会計当初予算につきましては、特別委員会を設置して付託するということが申し合わせで決定されております。従いまして、この申し合わせに添って、予算特別委員会を設置していただいております。なお、特別委員会の名称は、「平成19年度一般会計予算特別委員会」、委員定数につきましては、5月30日に開催されました代表者会議におきまして、2人以上の会派から正・副議長、監査委員を除き2人につき1名を選出していただき、委員定数は15人とすることが決定されておりますので、そのように決定していただいておりますので、併せてご審議方よろしくをお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。事務局説明のとおり予算特別委員会を設置することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。次に、特別委員会の名称は、平成19年度一般会計予算特別委員会とし、委員定数は15名とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の名称及び委員定数はそのように決定しました。

次に、人選届出期限、特別委員会の設置時期について事務局に説明させます。

○ 議事課長

案件に記載しておりますとおり、各会派からの選出委員の届け出期限は、6月18日月曜日の午後5時までとし、特別委員会の設置につきましては、一般質問最終日に予定しております議案の委員会付託の際、議長の発議によりまして設置を諮っていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。人選届出期限は、6月18日月曜日午後5時まで、特別委員会の設置時期は一般質問最終日、議案の委員会付託日にすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、人選届出期限及び特別委員会の設置時期はそのように決定しました。

次に、会期及び会議予定について事務局に説明させます。

○ 議事課長

会期及び会議予定について説明いたします。お手元に配付しております平成19年第2回飯塚市議会定例会会期日程(案)をご覧ください。まず、会期につきましては、6月12日から7月6日までの25日間を考えております。次に、会議予定でございますが、お手元に配布しております会期日程(案)のとおりと考えております。内容の説明は省略させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、会期及び会議予定についてはそのように決定しました。

次に、陳情について事務局に説明させます。

○ 議事課長

お手元にお配りしております陳情文書表のとおり、1件の陳情が提出されております。本陳情につきましては、その写しを6月12日火曜日の本会議初日に議席のほうにお配りすることといたしておりますのでよろしくお願いたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、陳情についてはそのように取り計らうことをご了承願います。

○ 江口委員

本陳情につきましては、多くの市民の方々の署名を付して陳情を出されております。旧飯塚では、陳情につきましては、請願同様に委員会審査等をしておりました。この問題につきましても、議会改革の一連として十分協議が必要であると思っております。確かに今の時点では、陳情の取扱いは議席配布のみというふうなかたちになっておりますが、本陳情につきましては、出てきた経緯等も含めて検討していただきたく、委員会で本来であれば議会の改革等、議会に関する議会の会議規則、委員会に関する条例等を含めて検討する議会運営委員会で審議すべきものだと思っております。是非、その部分を含めて各会派で取扱いを検討していただき、次回の議会運営委員会ででも、それを諮っていただきたいと思っております。その点、委員長において取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 44

再 開 11 : 01

委員会を再開いたします。説明がおわりましたので、陳情についてはご了承ねがいます。

○ 川上委員

私は、飯塚市議会の申し合わせ事項の第40号に、陳情については直近の定例会において陳情の写しを議席に配布するとなっておりますのは承知しております。しかしながら、陳情者の意図を議会で審議する必要がある場合もあると思うんですね。そういう点で言うと、この申し合わせ事項の40番については、今後見直すことを要望したいと思います。

○ 委員長

要望として聞き及んでおきます。次に、質問及び質疑通告、ならびに意見書（案）請願の追加の提出期限について事務局に説明させます。

○ 議事課長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります6月13日水曜日の午後5時までに、また、代表質問の通告締切日は、施政方針説明日の翌日であります同じく6月13日水曜日の午後5時までと考えております。なお、今定例会より、質問時間につきましては、答弁時間を含まず、代表質問は45分間、一般質問は30分間とそれぞれ変更になっております。また、質問時間が、残り1分間になりましたら、事務局から予鈴にてお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。次に、議案に対する質疑通告締切り及び意見書（案）・請願の追加の提出締切りは、6月19日火曜日午後5時までに、提出していただきますようお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。おはかりいたします。質問及び質疑通告、ならびに意見書（案）請願の追加の提出期限については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、質問及び質疑通告、ならびに意見書（案）請願の追加の提出期限については、そのように決定いたしました。

その他でございますが、次回の議会運営委員会は、6月21日木曜日の本会議終了後に開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。